



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
秋田労働局



Press Release

報道関係 各位

令和 3 年 12 月 24 日

【照会先】

秋田労働局職業安定部職業対策課

課長 須藤 学

地方障害者雇用担当官 小松 直樹

電話番号 018-883-0010

令和3年 障害者雇用状況の集計結果

秋田労働局（局長 川口 秀人）では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和3年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇うことを義務づけています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

現在、労働局、ハローワークでは、法定雇用率が未達成の企業等に対し、達成に向けた指導及び雇用支援を行っています。

【集計結果の主なポイント】

【民間企業】 [法定雇用率 2.3%]

○雇用障害者数は過去最高を更新するも、実雇用率、法定雇用率達成割合は前年を下回る。

- ・雇用障害者数は2,630.5人、前年より0.3%（8.5人）増加
- ・実雇用率は2.21%、前年比0.04ポイント減少
- ・法定雇用率達成企業の割合は59.7%、前年比4.1ポイント減少

【公的機関】 [同 2.6%、県の教育委員会 2.5%] ※（ ）は前年の値

○秋田県の機関、県教育委員会、市町村の機関の雇用障害者数、実雇用率とも前年を上回る。

- ・秋田県の機関：雇用障害者数136.5人（130.5人）、実雇用率3.06%（2.96%）
- ・県教育委員会：雇用障害者数191.0人（175.5人）、実雇用率2.54%（2.30%）
- ・市町村の機関：雇用障害者数372.0人（343.0人）、実雇用率2.55%（2.41%）

【独立行政法人等】 [同 2.6%] ※（ ）は前年の値

○雇用障害者数及び実雇用率とも前年を上回る。

- ・雇用障害者数92.5人（90.5人）、実雇用率2.72%（2.69%）

障害者雇用状況報告の集計結果(概要)

1 民間企業における雇用状況

(1)雇用されている障害者の数、雇用率、法定雇用率達成企業の割合 【総括表1.4 詳細表1(1)(2)(4)】

- ・民間企業(法定雇用率2.3%)に雇用されている障害者の数は2,630.5人で、前年より8.5人増加(前年比0.3%増加)となった。
- ・雇用障害者で、身体障害者は1,546.5人(対前年比8.0人、0.5%増加)、知的障害者は741.5人(増減なし)、精神障害者は342.5人(同0.5人、0.1%増加)となった。
- ・実雇用率は、2.21%、法定雇用率達成企業割合は59.7%(達成企業数は494社)となった。

(2)産業別の状況 【詳細表1(3)】

- ・雇用されている障害者の数は、「製造業」、「情報通信業」、「卸売業、小売業」、「不動産業・物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「医療、福祉」、「その他」において増加したが、他の業種では前年同数又は減少した。
- ・実雇用率は、「卸売業、小売業」(2.49%)、「運輸業、郵便業」(2.41%)、「医療、福祉」(2.30%)が法定雇用率以上となっている。
- ・実雇用率が低いのは、「不動産業・物品賃貸業」(0.95%)、「情報通信業」(1.55%)、「学術研究、専門・技術サービス業」(1.55%)である。

(3)企業規模別の状況 【詳細表1(5)】

- ・雇用されている障害者の数は、今年から新たに報告対象となった43.5~45.5人未満規模企業で15人であった。また、従来から報告対象であった45.5~100人未満規模企業で598.0人(前年は503.0人)と前年を上回ったが、それ以外の規模企業で前年より減少した。
- ・実雇用率は、今年から新たに報告対象となった43.5~45.5人未満規模企業で0.89%であった。また、従来から報告対象であった45.5~100人未満規模企業で1.89%(前年は1.84%)、100~300人未満規模企業で2.09%(前年2.06%)と前年を上回ったが、それ以外の規模企業で前年より減少した。
- ・法定雇用率達成企業の割合は、今年から新たに報告対象となった43.5~45.5人未満規模企業で28.9%であった。また、従来から報告対象であった45.5~100人未満規模企業で59.5%(前年は61.6%)、100~300人未満規模企業で63.4%(前年は65.0%)、300~500人未満規模企業で61.8%(前年63.4%)、500~1,000人未満規模企業で68.8%(前年94.1%)で前年より減少した。1,000人以上規模は前年と同じであった。

(4)法定雇用率未達成企業の状況

- ・令和3年の法定雇用率未達成企業は333社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業が、246社と73.9%を占めている。
- ・また、障害者を1人も雇用していない企業が、205社と未達成企業に占める割合は61.6%となっている。

2 公的機関等における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率 2.6%) 【総括表2(1)、詳細表2(1)(2)】

- 秋田県の機関に在職する障害者の数は 136.5 人(前年 130.5 人)、実雇用率は 3.06%(前年 2.96%)でともに前年を上回った。

秋田県の機関は3機関とも法定雇用率を達成した。

(2) 県の教育委員会(法定雇用率 2.5%) 【総括表2(2)、詳細表2(3)】

- 秋田県の教育委員会に在職している障害者の数は 191.0 人(前年 175.5 人)、実雇用率は、2.54%(前年 2.30%)でともに前年を上回った。

秋田県の教育委員会は法定雇用率を達成した。

(3) 市町村の機関(法定雇用率 2.6%) 【総括表2(3)、詳細表2(4)】

- 市町村の機関に在職している障害者の数は 372.0 人(前年 343.0 人)、実雇用率は、2.55%(前年 2.41%)でともに前年を上回った。

市町村の機関は 48 機関中 38 機関が法定雇用率を達成した。(令和3年8月、未達成1機関が達成)

3 独立行政法人等における雇用状況 【総括表3、詳細表2(5)】

- 独立行政法人等(法定雇用率 2.6%)に雇用されている障害者の数は 92.5 人(前年 90.5 人)、実雇用率は、2.72%(前年 2.69%)でともに前年を上回った。

独立行政法人等は7機関中6機関が法定雇用率を達成した。(令和3年8月、未達成1機関が達成)

総括表

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率 2.3%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤達成割合
秋田県	119,102.5 人 (116,502.5 人)	2,630.5 人 (2,622.0 人)	2.21% (2.25%)	494 / 827 (491 / 769)	59.7% (63.8%)
全国	27,156,780.5 人 (26,866,997.0 人)	597,786.0 人 (578,292.0 人)	2.20 % (2.15%)	50,306 / 106,924 (49,956 / 102,698)	47.0% (48.6%)

2 公的機関における在職状況

(1)秋田県の機関(法定雇用率 2.6%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合
秋田県知事部局	3,965.0 人 (3,912.5 人)	122.0 人 (116.5 人)	3.08 % (2.98%)	1 / 1 (1 / 1)	100.0% (100.0%)
秋田県警察本部	380.5 人 (380.0 人)	10.5 人 (10.0 人)	2.76 % (2.63%)	1 / 1 (1 / 1)	100.0% (100.0%)
秋田県公営企業	120.0 人 (122.0 人)	4.0 人 (4.0 人)	3.33 % (3.28%)	1 / 1 (1 / 1)	100.0% (100.0%)
合 計	4,465.5 人 (4,414.5 人)	136.5 人 (130.5 人)	3.06% (2.96%)	3 / 3 (3 / 3)	100.0% (100.0%)

(2)秋田県の教育委員会(法定雇用率 2.5%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合
秋田県教育委員会	7,524.5 人 (7,632.0 人)	191.0 人 (175.5 人)	2.54 % (2.30%)	1 / 1 (0 / 1)	100.0% (0.00%)

(3)市町村の機関(法定雇用率 2.6%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合
市町村の機関(*1)	14,610.0 人 (14,212.5 人)	372.0 人 (343.0 人)	2.55 % (2.41%)	38 / 48 (37 / 47)	79.2% (78.7%)

(*1) 市町村の機関は上記(2)の秋田県の教育委員会以外の市町村教育委員会を含む。

3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率 2.6%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合
地方独立行政法人等(*2)	1,716.5 人 (1,691.0 人)	45.5 人 (45.5 人)	2.65 % (2.69%)	5 / 6 (6 / 6)	83.3% (100.0%)
独立行政法人等(*2)	1,683.0 人 (1,670.5 人)	47.0 人 (45.0 人)	2.79 % (2.69%)	1 / 1 (1 / 1)	100.0% (100.0%)
合 計	3,399.5 人 (3,361.5 人)	92.5 人 (90.5 人)	2.72 % (2.69%)	6 / 7 (7 / 7)	85.7% (100.0%)

(*2)「独立行政法人等」は障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を、「地方独立行政法人等」は同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外相当数(身体障害者等が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者・短時間職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者・短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。

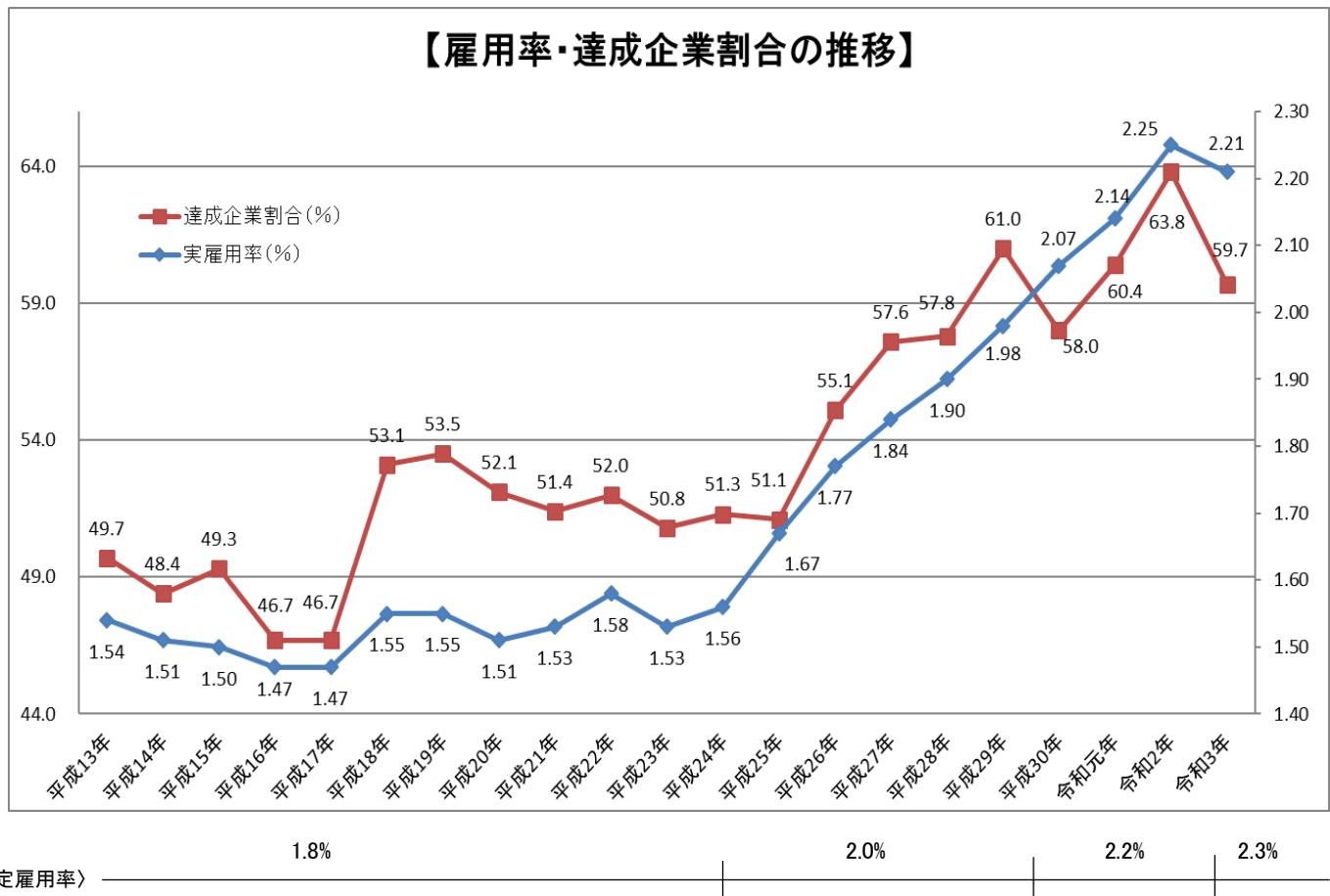
ただし、精神障害者である短時間労働者・短時間職員であっても次の①かつ②を満たす者については1人としてカウントしている。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

4 下段の()内は、令和2年6月1日現在の数値である。

4 民間企業における障害者の雇用状況の推移



※法定雇用率は平成 24 年までは 1.8%、平成 25 年 4 月以降平成 29 年までは 2.0%、平成 30 年 4 月以降令和 3 年 2 月まで 2.2% 令和 3 年 3 月以降 2.3% となっている。

注 1 雇用義務のある企業（平成 24 年までは 56 人以上規模、平成 25 年から平成 29 年までは 50 人以上規模、平成 30 年 4 月から令和 3 年 2 月までは 45.5 人以上規模、令和 3 年 3 月以降は 43.5 人以上規模）についての集計である。

注 2 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成 17 年度まで

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者

平成 18 年度以降

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 精神障害者である短時間労働者（0.5 人でカウント）

平成 23 年度以降

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 身体障害者である短時間労働者（0.5 人でカウント）
- 知的障害者である短時間労働者（0.5 人でカウント）
- 精神障害者である短時間労働者（0.5 人でカウント）

※平成 30 年 4 月以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次の①かつ②を満たす者については、1 人分とカウントしている。

①通報年の 3 年前の年に属する 6 月 2 日以降に採用された者であること。

②通報年の 3 年前の年に属する 6 月 2 日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | |
|---------------|---|
| ○ 民間企業 | 一般的民間企業 2.3%
(43.5人以上規模の企業)
特殊法人等 2.6%
〔労働者数38.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕 |
| ○ 国、地方公共団体 | 2.6%
(38.5人以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | 2.5%
(40人以上規模の機関) |
- ※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

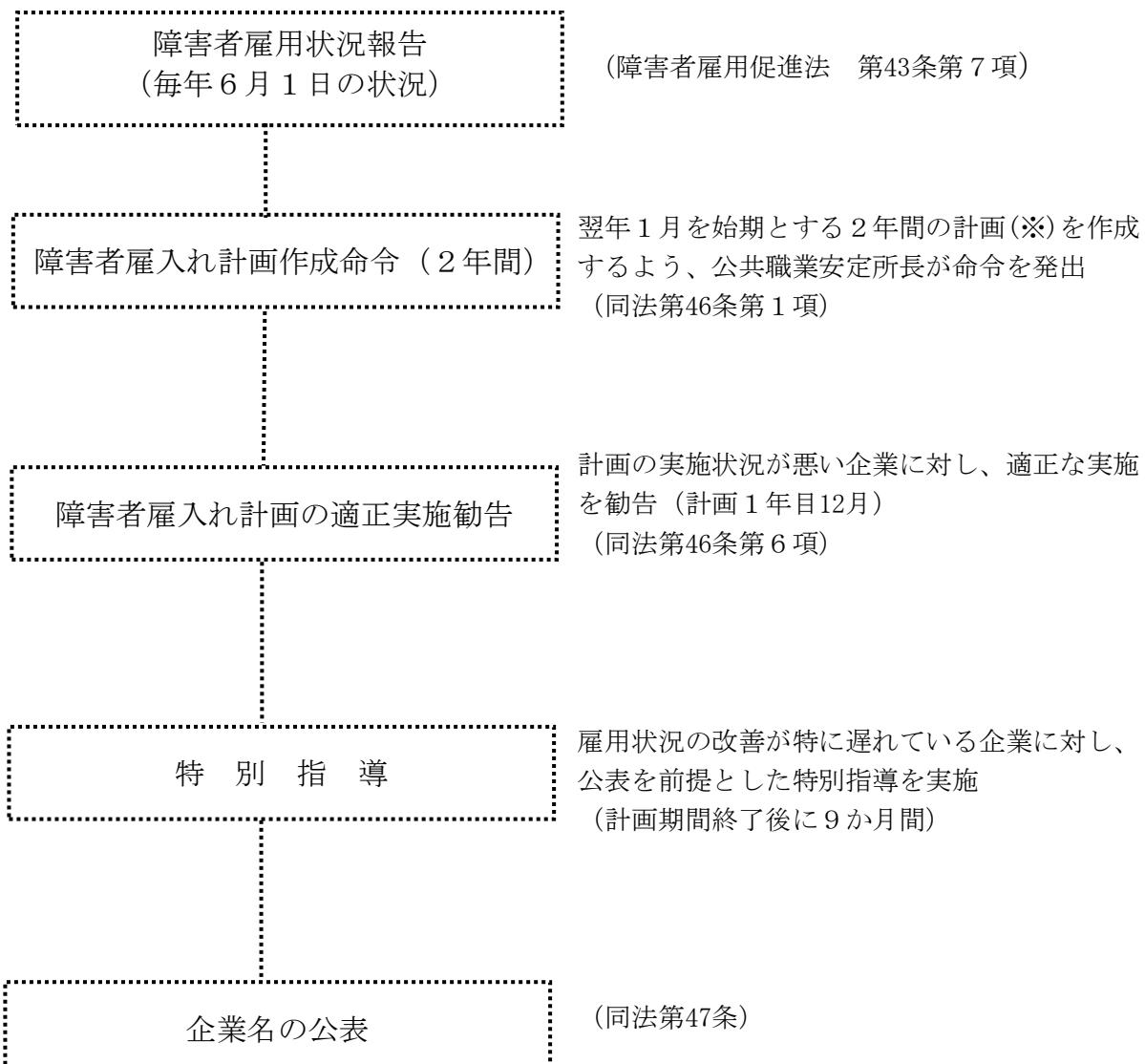
【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。
- ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



注：不足数の特に多い企業等については、当該企業の幹部に対し、労働局幹部による直接指導も実施している。

※「障害者雇入れ計画」作成命令の発出基準について

- ① 「実雇用率が著しく低く、かつ不足数が多い企業」
→実雇用率が前年の全国平均値未満、かつ不足数が5人以上の場合
- ② 「不足数が多い企業」
→実雇用率に関係なく、不足数が10人以上の場合
- ③ 「中小規模企業で1人も雇用していない企業」
→雇用義務3人又は4人の企業であって雇用障害者数0人（実雇用率0%）の場合

詳細表

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率 2.3%)

(1) 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数					④ 雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$		
秋田県	827 社 (769)	119,102.5 人 (116,502.5)	409 人 (422)	109 人 (107)	1,483 人 (1,459)	441 人 (424)	2,630.5 人 (2,622.0)	2.21 % (2.25)	59.7 % (63.8)
全 国	106,924 (102,698)	27,156,780.5 (26,866,997.0)	124,508 (122,795)	18,003 (17,084)	304,060 (291,126)	53,414 (48,984)	597,786.0 (578,292.0)	2.20 (2.15)	47.0 (48.6)

(1) 概況

注 1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外相当数(身体障害者等が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するにあたりダブルカウントとし、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するにあたり0.5カウントしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。

①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。

②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以降に精神福祉手帳を取得した者であること。

5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。

6 下段の()内は令和2年6月1日現在の数値である。

(2) 障害種別雇用状況

①障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者 である短時間労 働者	C. 重度以外の身体 障害者	D. 重度以外の身体 障害者である短 時間労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者 である短時間労 働者	C. 重度以外の知的 障害者	D. 重度以外の知的 障害者である短 時間労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	C. 精神障害者	D. 精神障害者である 短時間労働者 E. Dのうち、(注 5)に該当する 労働者	F. 計 $C + (D - E) \times 0.5 + E$	
2,630.5 人 (2,622.0)	357 人 (369)	89 人 (81)	681 人 (661)	125 人 (117)	1,546.5 人 (1,538.5)	52 人 (53)	20 人 (26)	491 人 (482)	253 人 (255)	741.5 人 (741.5)	242 人 (236)	132 人 (132)	69 人 (80)	342.5 人 (342.0)

(2) 障害種別雇用状況

注 1 ①欄の「障害者の数」とは②、③E欄及び④F欄の計である。

2 ②、③A欄の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するにあたりダブルカウントしている。

3 ②、③D欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者、④D欄の精神障害者(E欄(注5参照)に該当する者を除く。)である、短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており、F欄を算出するにあたり0.5カウントとしている。

4 ②、③のA、C欄及び④C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②、③のB、D欄及び④D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

5 ④E欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。

①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。

②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神福祉手帳を取得した者であること。

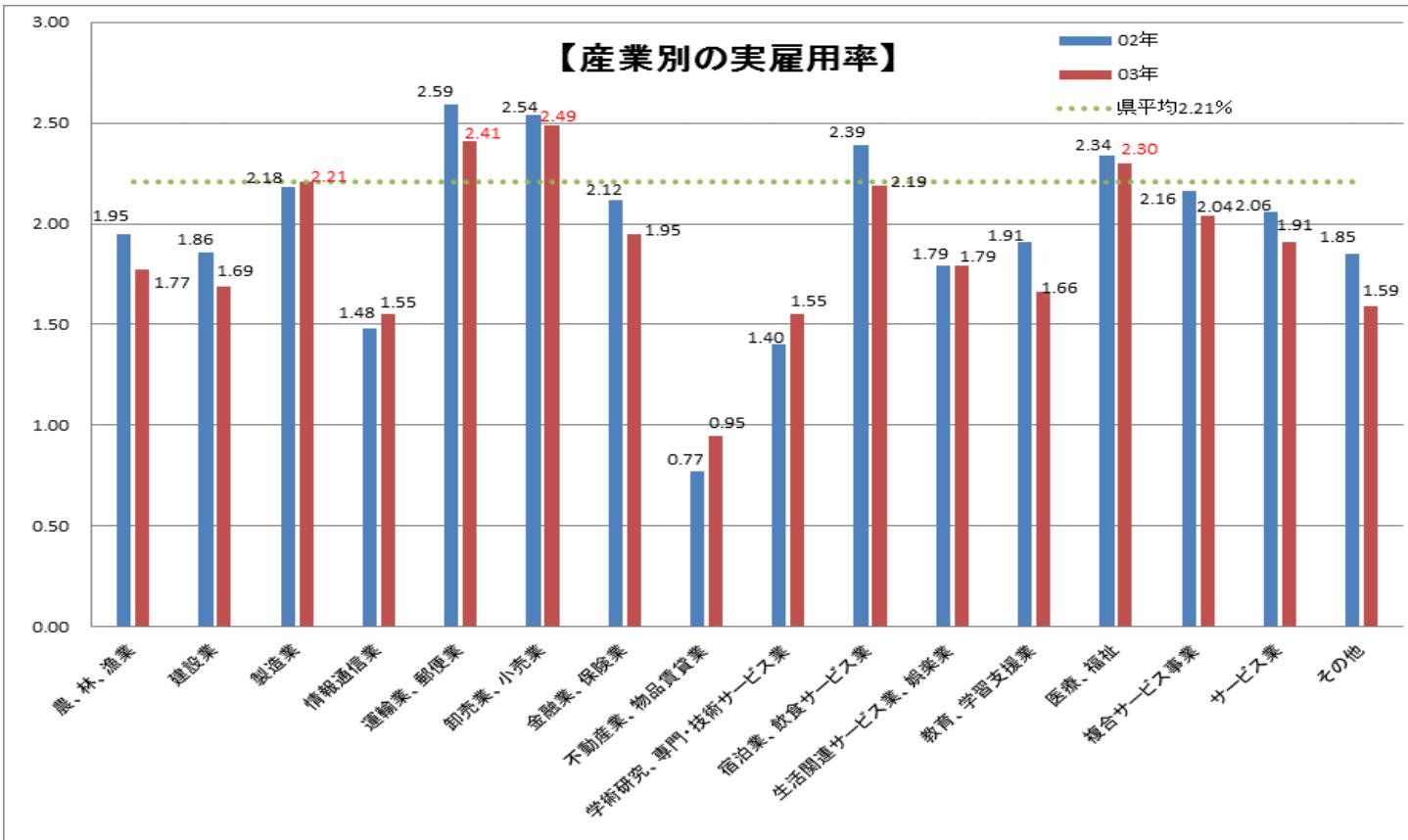
6 下段の()内は令和2年6月1日現在の数値である。

(3) 民間企業における産業別障害者の雇用状況

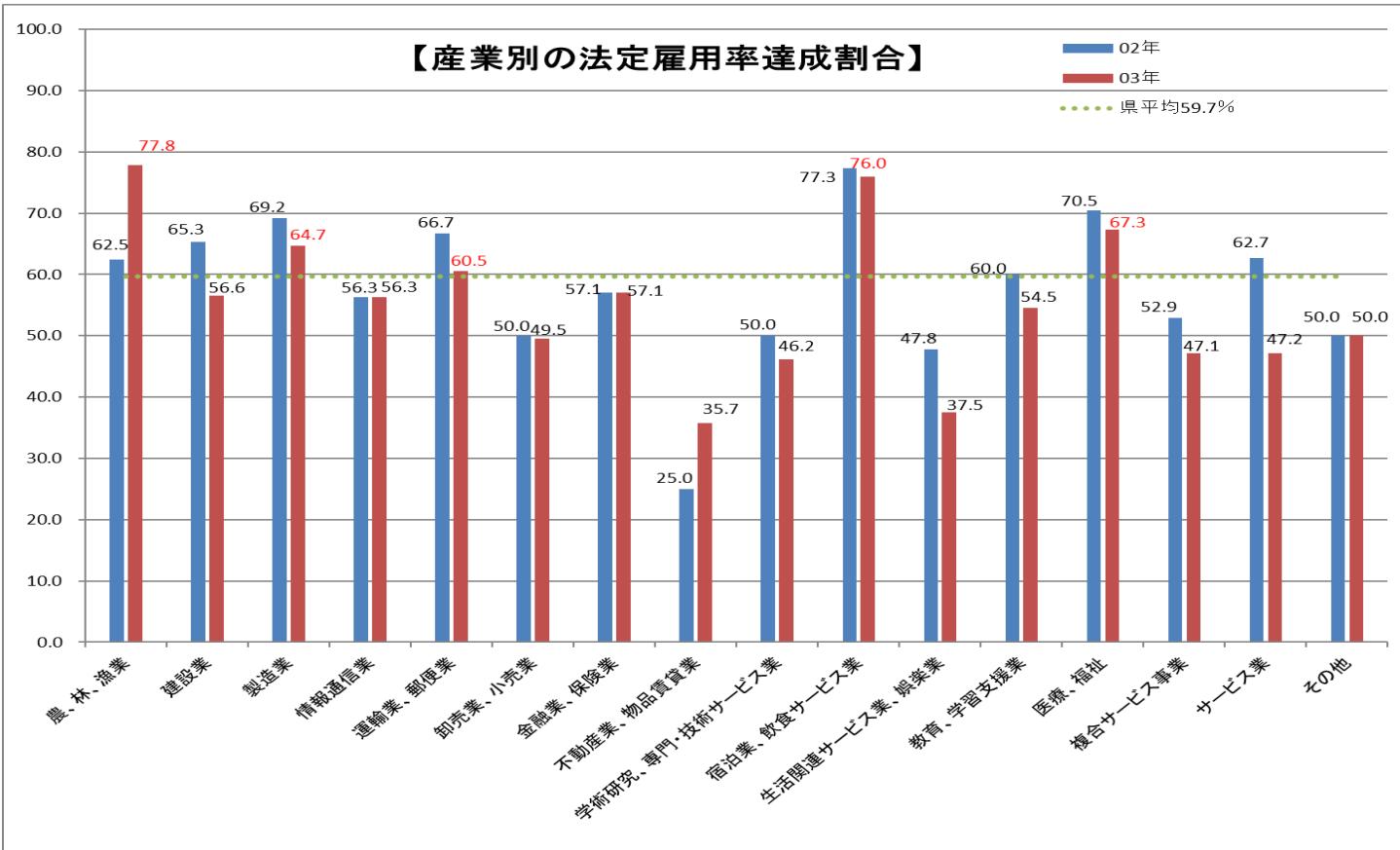
区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数					④ 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	⑤ 法定雇用率達成企業の割合 $E \div ② \times 100$
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)			
農、林、漁業	9 社 (8)	620.5 人 (565.0)	2 人 (3)	0 人 (0)	7 人 (5)	0 人 (0)	11.0 人 (11.0)	1.77 % (1.95)	77.8 % (62.5)
建設業	53 (49)	3,660.0 (3,501.5)	14	1 (0)	33 (37)	0 (0)	62.0 (65.0)	1.69 (1.86)	56.6 (65.3)
製造業	215 (198)	28,788.5 (28,359.5)	111 (109)	8 (8)	393 (378)	29 (29)	637.5 (618.5)	2.21 (2.18)	64.7 (69.2)
食料品・たばこ	28	3,358.0	14	3	41	18	81.0	2.41	67.9
織維・衣服	29	3,016.0	15	1	56	4	89.0	2.95	75.9
木材・家具	16	1,423.0	4	0	21	0	29.0	2.04	62.5
電気機械	23	3,601.0	11	1	44	4	69.0	1.92	60.9
その他の機械	47	5,482.0	15	1	59	2	91.0	1.66	51.1
その他	72	11,908.5	52	2	172	1	278.5	2.34	69.4
情報通信業	16 (16)	1,804.5 (1,830.5)	8 (7)	1 (1)	11 (12)	0 (0)	28.0 (27.0)	1.55 (1.48)	56.3 (56.3)
運輸業、郵便業	38 (33)	3,407.5 (3,226.0)	20 (20)	2 (1)	36 (39)	8 (7)	82.0 (83.5)	2.41 (2.59)	60.5 (66.7)
卸売業、小売業	105 (102)	25,439.5 (24,524.5)	68 (68)	42 (38)	332 (332)	248 (232)	634.0 (622.0)	2.49 (2.54)	49.5 (50.0)
金融業、保険業	7 (7)	3,612.0 (3,767.5)	17 (19)	1 (4)	35 (38)	1 (0)	70.5 (80.0)	1.95 (2.12)	57.1 (57.1)
不動産業・ 物品賃貸業	14 (12)	1,158.0 (1,033.5)	1 (1)	0 (1)	9 (5)	0 (0)	11.0 (8.0)	0.95 (0.77)	35.7 (25.0)
学術研究、専門・ 技術サービス業	13 (12)	901.5 (858.5)	3 (3)	0 (0)	8 (6)	0 (0)	14.0 (12.0)	1.55 (1.40)	46.2 (50.0)
宿泊業、 飲食サービス業	25 (22)	2,369.5 (2,410.0)	3 (7)	3 (4)	37 (35)	12 (9)	52.0 (57.5)	2.19 (2.39)	76.0 (77.3)
生活関連サービス業、 娯楽業	24 (23)	2,964.0 (3,065.5)	2 (2)	4 (6)	33 (31)	24 (28)	53.0 (55.0)	1.79 (1.79)	37.5 (47.8)
教育、学習支援業	11 (10)	814.0 (760.0)	1 (2)	3 (2)	8 (8)	1 (1)	13.5 (14.5)	1.66 (1.91)	54.5 (60.0)
医療、福祉	223 (207)	31,794.5 (30,898.5)	118 (117)	35 (34)	414 (408)	95 (93)	732.5 (722.5)	2.30 (2.34)	67.3 (70.5)
複合サービス業	17 (17)	4,594.0 (4,785.0)	23 (25)	2 (2)	44 (49)	3 (5)	93.5 (103.5)	2.04 (2.16)	47.1 (52.9)
サービス業	53 (51)	6,923.5 (6,755.0)	18 (25)	7 (6)	79 (73)	20 (20)	132.0 (139.0)	1.91 (2.06)	47.2 (62.7)
その他	4 (2)	251.0 (162.0)	0 (0)	0 (0)	4 (3)	0 (0)	4.0 (3.0)	1.59 (1.85)	50.0 (50.0)
合 計	827 (769)	119,102.5 (116,502.5)	409 (422)	109 (107)	1,483 (1,459)	441 (424)	2,630.5 (2,622.0)	2.21 (2.25)	59.7 (63.8)

【下段の()内は令和2年6月1日現在の数値である。】

(3)-1 産業別の実雇用率(グラフ)



(3)-2 産業別の法定雇用率達成割合(グラフ)



(4) 民間企業における雇用状況の推移(各年6月1日現在)

① 年	② 企業数 (社)	③ 算定基礎 労働者数 (人)	④ 障害者の数 (人)	⑤ 実雇用率 (%)	⑥ 達成企業数 (社)	⑦ 達成企業の 割合 (%)
昭和63年	461	77,827	885	1.14	208	45.1
平成元年	475	79,775	960	1.20	233	49.1
平成2年	489	83,166	1,053	1.27	251	51.3
平成3年	514	85,714	1,189	1.39	272	52.9
平成4年	533	87,886	1,220	1.39	277	52.0
平成5年	542	88,223	1,233	1.40	271	50.0
平成6年	547	88,353	1,251	1.42	271	49.5
平成7年	554	88,978	1,287	1.45	289	52.2
平成8年	548	88,676	1,257	1.42	283	51.0
平成9年	543	88,949	1,311	1.47	295	54.3
平成10年	525	90,160	1,335	1.48	297	56.6
平成11年	593	94,665	1,397	1.48	301	50.8
平成12年	590	93,302	1,426	1.53	310	52.5
平成13年	576	91,775	1,416	1.54	286	49.7
平成14年	543	83,855	1,264	1.51	263	48.4
平成15年	550	83,507	1,255	1.50	271	49.3
平成16年	559	86,877	1,281	1.47	261	46.7
平成17年	550	86,738	1,273	1.47	257	46.7
平成18年	573	90,916	1,401	1.55	304	53.1
平成19年	574	91,916	1,422.0	1.55	307	53.5
平成20年	582	92,157	1,391.0	1.51	303	52.1
平成21年	564	88,342	1,354.5	1.53	290	51.4
平成22年	531	86,899	1,375.5	1.58	276	52.0
平成23年	569	97,607.0	1,495.0	1.53	289	50.8
平成24年	581	99,314.0	1,554.0	1.56	298	51.3
平成25年	664	102,810.0	1,714.0	1.67	339	51.1
平成26年	680	105,782.0	1,868.5	1.77	375	55.1
平成27年	682	107,025.5	1,971.5	1.84	393	57.6
平成28年	692	108,538.5	2,065.5	1.90	400	57.8
平成29年	680	106,660.0	2,109.5	1.98	415	61.0
平成30年	773	112,620.5	2,334.5	2.07	448	58.0
令和元年	766	112,810.5	2,409.5	2.14	463	60.4
令和2年	769	116,502.5	2,622.0	2.25	491	63.8
令和3年	827	119,102.5	2,630.5	2.21	494	59.7

(5) 民間企業における規模別障害者の雇用

企業規模	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数					④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者 及び重度知的障 害者	B. 重度身体障害者 及び重度知的障 害者、知的障 害者である短時 間労働者	C. 重度以外の身体 障害者、知的障 害者及び精神障 害者(注4)	D. 重度以外の身体 障害者及び知的 障害者並びに精 神障害者である 短時間労働者 (注5)	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$		
43.5～ 100人未満	515 社 (417)	33,347.0 人 (27,402.0)	103 人 (81)	28 人 (27)	345 人 (286)	68 人 (56)	613.0 人 (503.0)	1.84 % (1.84)	57.3 % (61.6)
100～ 300人未満	254 (286)	41,412.5 (42,903.5)	153 (160)	25 (30)	498 (496)	72 (77)	865.0 (884.5)	2.09 (2.06)	63.4 (65.0)
300～ 500人未満	34 (41)	12,846.5 (14,919.0)	45 (60)	10 (10)	172 (202)	68 (67)	306.0 (365.5)	2.38 (2.45)	61.8 (63.4)
500～ 1,000人未満	16 (17)	9,564.5 (9,959.5)	37 (45)	10 (9)	131 (136)	43 (43)	236.5 (256.5)	2.47 (2.58)	68.8 (94.1)
1,000人以上	8 (8)	21,932.0 (21,318.5)	71 (76)	36 (31)	337 (339)	190 (181)	610.0 (612.5)	2.78 (2.87)	75.0 (75.0)
合 計	827 (769)	119,102.5 (116,502.5)	409 (422)	109 (107)	1,483 (1,459)	441 (424)	2,630.5 (2,622.0)	2.21 (2.25)	59.7 (63.8)

【(1)概況の注と同じ 下段の()内は令和2年6月1日現在の数値である。】

(6) 障害者雇用状況報告に基づく秋田県内雇用率上位事業所(令和3年6月1日現在)

事業所名	所在地	業種	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数(人)	雇用率(%)
株式会社 秋田アルス	八峰町	ゴム製品製造業	70.0	28.57
社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協議会	秋田市	社会保険・社会福祉・介護事業	46.0	23.91
有限会社 佐々木化工所	仙北市	繊維工業	60.0	11.67
秋田活版印刷 株式会社	秋田市	印刷業	53.0	11.32
株式会社 協同企画	湯沢市	宿泊業	53.5	10.28
有限会社 てんぞ	横手市	社会保険・社会福祉・介護事業	44.5	8.99
シード 株式会社	北秋田市	繊維工業	50.0	8.00
白川建設 株式会社	大館市	総合工事業	63.5	7.87
キングタクシー 株式会社	秋田市	道路旅客運送業	67.0	7.46
公益財団法人 秋田市総合振興公社	秋田市	産業廃棄物処理業	136.0	7.35

2 公的機関における在職状況

(1)秋田県の機関の状況(法定雇用率 2.6%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数(人)	備考
秋田県知事部局	3,965.0	122.0	3.08	0.0	

(2)その他の秋田県の機関の状況(法定雇用率 2.6%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数(人)	備考
秋田県警察本部	380.5	10.5	2.76	0.0	
秋田県公営企業	120.0	4.0	3.33	0.0	

(3)秋田県教育委員会の状況(法定雇用率 2.5%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数(人)	備考
秋田県教育委員会	7,524.5	191.0	2.54	0.0	

(4)市町村の状況(法定雇用率 2.6%)

(※)市町村の機関は注記5の市町村教育委員会以外の市町村教育委員会を含む。

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数(人)	備考
秋田市	2,934.0	85.5	2.91	0.0	特例認定
能代市	601.0	16.0	2.66	0.0	
横手市	1,114.5	23.0	2.06	5.0	R3.8月 不足数0.0人
大館市	1,377.0	29.5	2.14	5.5	特例認定
男鹿市	276.5	8.0	2.89	0.0	
湯沢市	685.5	19.0	2.77	0.0	特例認定
鹿角市	276.0	7.0	2.54	0.0	
由利本荘市	631.0	20.0	3.17	0.0	
潟上市	255.0	7.0	2.75	0.0	特例認定
大仙市	1,008.5	27.5	2.73	0.0	特例認定
北秋田市	372.5	9.0	2.42	0.0	
にかほ市	250.5	9.0	3.59	0.0	
仙北市	589.5	17.5	2.97	0.0	特例認定
小坂町	82.5	2.0	2.42	0.0	
上小阿仁村	55.5	1.0	1.80	0.0	
藤里町	87.0	3.5	4.02	0.0	
三種町	237.0	6.0	2.53	0.0	
八峰町	110.0	0.0	0.00	2.0	
五城目町	106.5	3.0	2.82	0.0	
八郎潟町	68.0	1.0	1.47	0.0	
井川町	91.0	2.0	2.20	0.0	
美郷町	315.5	9.0	2.85	0.0	特例認定
羽後町	173.0	4.5	2.60	0.0	
東成瀬村	77.0	2.0	2.60	0.0	
大潟村	65.0	2.0	3.08	0.0	
能代市教育委員会	136.5	3.5	2.56	0.0	
横手市教育委員会	224.5	6.0	2.67	0.0	
男鹿市教育委員会	104.5	2.0	1.91	0.0	
鹿角市教育委員会	75.0	1.0	1.33	0.0	
由利本荘市教育委員会	278.0	5.5	1.98	1.5	
北秋田市教育委員会	140.5	3.0	2.14	0.0	
にかほ市教育委員会	129.5	4.0	3.09	0.0	
三種町教育委員会	88.0	1.0	1.14	1.0	

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数(人)	備考
八峰町教育委員会	84.0	1.0	1.19	1.0	
羽後町教育委員会	52.0	2.0	3.85	0.0	
大潟村教育委員会	63.0	1.0	1.59	0.0	
市立扇田病院	61.5	0.0	0.00	1.0	
男鹿みなど市民病院	107.0	1.0	0.93	1.0	
市立角館総合病院	187.5	4.0	2.13	0.0	
市立田沢湖病院	52.0	2.0	3.85	0.0	
市立横手病院	308.0	8.0	2.60	0.0	
市立大森病院	147.0	3.0	2.04	0.0	
町立羽後病院	106.0	2.0	1.89	0.0	
由利本荘市企業局	51.0	0.0	0.00	1.0	
本荘由利広域市町村圏組合	57.0	1.0	1.75	0.0	
能代山本広域市町村圏組合	138.0	2.0	1.45	1.0	
大曲仙北広域市町村圏組合	65.0	3.0	4.62	0.0	
大仙美郷介護福祉組合	115.0	2.0	1.74	0.0	

(5) 地方独立行政法人等の状況(法定雇用率 2.6%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数(人)	備考
公立大学法人 秋田県立大学	294.0	9.0	3.06	0.0	
公立大学法人 国際教養大学	110.0	3.0	2.73	0.0	
公立大学法人 秋田公立美術大学	72.5	2.0	2.76	0.0	
地方独立行政法人 秋田県立病院機構	540.0	13.0	2.41	1.0	R3.8月 不足数0.0人
地方独立行政法人 秋田県立療育機構	123.5	3.0	2.43	0.0	
地方独立行政法人 市立秋田総合病院	576.5	15.5	2.69	0.0	

【参考】独立行政法人の状況(法定雇用率 2.6%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数(人)	備考
国立大学法人 秋田大学	1,683.0	47.0	2.79	0.0	

1 各表(「地方独立行政法人等」の表を除く。)における①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 「地方独立行政法人等」の表における、①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者等が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じた得た数)を除いた労働者数である。

3 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者、または通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

4 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

5 「備考欄」欄の「特例認定」とは、市町村部局とその他機関の申請に基づき、秋田労働局長に認定を受けた場合に、当該市長村のその他機関に勤務する職員を当該市町村部局に勤務する職員とみなすものである。

①秋田市は、秋田市教育委員会・秋田市上下水道局との特例認定を受けている。

②潟上市は、潟上市教育委員会との特例認定を受けている。

③大館市は、大館市教育委員会・大館市立総合病院との特例認定を受けている。

④大仙市は、大仙市教育委員会・市立大曲病院との特例認定を受けている。

⑤美郷町は、美郷町教育委員会との特例認定を受けている。

⑥仙北市は、仙北市教育委員会との特例認定を受けている。

⑦湯沢市は、湯沢市教育委員会との特例認定を受けている。